

第1回岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会議事録

1 開会の日時及び場所

令和6年5月23日（木） 午後2時00分

岡崎市西庁舎7階 701号室

2 出席委員

竹中 秀彦 岡田 伸一 小出 信澄 加賀 時男 浅野 宗夫
猪股 正好 三浦 博幸 鈴木 壽美

3 欠席委員

木全 和巳 荒木 聖弘 永井 伸幸

4 出席事務局職員

障がい福祉副課長 平松 雅規

同主任主査 内田 直幸 浅岡 弥生 丹内 明 酒井 晃嗣

同主事 高桑 未紗樹

5 欠席事務局職員

同課長 高橋 広

6 議事の要領

事務局 開会

事務局 定刻となりました。

ただ今から、全体会に引き続きまして 令和6年度第1回障がい者福祉専門分科会を開催させていただきます。

なお、本日の資料につきましては、事前に委員の皆様へ送付させていただきます。

本会議ではヒアリンググループを使用しております。発言をされる方

は、ゆっくりとご発言いただきますようお願いいたします。委員の皆さまのご配慮をお願いいたします。

ここで、障がい福祉副課長 平松より、委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

(障がい福祉課 挨拶)

議事に入りますます前に、席上に配布をさせていただきました「障がい者福祉専門分科会委員名簿」により、委員紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様、令和8年度までとなっておりますので、3年間よろしくお願いいたします。

なお本日は、木全委員と荒木委員と永井委員の3名の委員様が欠席されております。委員11名中8名出席ということで、過半数に達しておりますので、この分科会の審議については有効になります。

次に、議事録署名者2名の選出について、お諮りします。事務局一任でご異議ございませんか。

それでは、岡田委員 と 小出委員 をお願いします。

事務局 議事(1)「会長・副会長の選出について」

それでは、議事を進めさせていただきます。

(1)「会長・副会長の選出について」でございますが、まず、会長の選任につきまして、事務局案を発表させていただき、委員の皆様の承認による方法で決定したいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、事務局案を発表します。

本日欠席ではありますが、木全委員に会長をお願いしたいと思います

が、委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、木全委員に会長をお願いすることといたします。

次に、副会長の選任につきましては、岡崎市社会福祉審議会運営規程第5条により、会長が指名をすることとなっています。今回は木全会長が御欠席のため、木全委員が会長にご就任された場合を考え、副会長の指名をお願いしていました。

このたび、竹中委員に副会長をお願いいたしましたので、御挨拶をお願いいたします。

(副会長 挨拶)

ありがとうございました。

それでは、本日、木全会長が所要で御欠席されておりますので、ここからの議事進行につきましては、竹中副会長をお願いいたします。

竹中副会長 次第に従いまして、(2)「第5次岡崎市障がい者基本計画（中間見直し）・第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画の完成報告について」について、障がい福祉課から説明をお願いします。

事務局 議事(2)「第5次岡崎市障がい者基本計画（中間見直し）・第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画の完成報告について」

障がい福祉課施策係の内田と申します。座ってご説明させていただきます。

本日、令和5年度に策定しました計画本編と計画概要版を机上に配

付させていただきました。簡単ではございますが、計画の完成報告をさせていただきます。

資料1-1をご覧ください。まず、計画の位置づけについてご説明させていただきます。「岡崎市障がい者基本計画」は、障害者基本法に基づく市町村障がい者計画として、国や愛知県の基本計画を踏まえつつ、岡崎市における障がい者施策の基本的な指針を示す計画となっています。「岡崎市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画として、厚生労働省が示す基本指針を踏まえ、岡崎市における3年間の障がい福祉サービスなどの見込量とその確保策などを示す計画となっています。「岡崎市障がい児福祉計画」は児童福祉法に基づく市町村障がい福祉計画として、者福祉計画と同様に、厚生労働省が示す基本指針を踏まえ、3年間の障がい児通所支援などの見込量とその確保策などを示す計画となっています。

本市では、これらの3つの計画を一体的に策定しており、このたびは、第5次岡崎市障がい者基本計画の中間見直しを実施するとともに、第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画を新たに策定しました。その計画が、委員の皆様のお手元にあります「第5次岡崎市障がい者基本計画(中間見直し)・第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」となっております。

次に、計画の期間についてご説明させていただきます。「第5次岡崎市障がい者基本計画」は、中長期を見据えた、令和3年から令和8年までの6年計画となっています。「第7期岡崎市障がい福祉計画」及び「第3期岡崎市障がい児福祉計画」は、厚生労働省が示す基本指針に基づく、令和6年度から令和8年度までの3年計画となっています。

次に、計画策定の経過についてご説明させていただきます。資料1-1の裏面をご覧ください。

まず、計画策定委託業者については、3社程度の受託候補者を指名し、技術提案書の提出を求め、最もふさわしい受託者を選定する方

式である「簡易型プロポーザル方式」により『株式会社エディケーション』に決定し、障がい福祉課とともに策定作業を進めてまいりました。

計画策定の経過については、資料のとおりですので、簡単にご説明いたします。

まず、5月と7月に、岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会や岡崎市自立支援協議会において「計画の骨子案」等の説明を実施しました。

8月には、障がい者団体に対してヒアリング調査を実施し、意見を聴取しました。

10月と11月には、岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会や岡崎市自立支援協議会において「計画の素案の概要」「計画の素案」の説明を実施しました。

12月から1月にかけては、パブリックコメントを実施し、市民に対して計画案について広く意見を聴取しました。結果としては、4名の方から14件のご意見をいただきました。なお、岡崎市HPにおいてパブリックコメントに対する回答を掲載しています。また、12月の岡崎市自立支援協議会において「計画のパブリックコメントの実施等について」の説明を実施しました。

令和6年2月には愛知県に対して計画に関する意見を聴取し、最終案の作成を進めました。

そして、3月には、岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会や岡崎市自立支援協議会において「計画の最終案」の説明を実施し、委員の皆様にご承認をいただき、計画が完成いたしました。

最後に、資料1-2をご覧ください。こちらは、それぞれの計画における目標や施策を1ページで示しています。お時間の都合上、全てのご説明は難しいため、特に変更があった部分のみお伝えいたします。

資料1-2の「第5次岡崎市障がい者基本計画(中間見直し)」の部分で、「基本目標(1)とともに「思いやり」とともに生きるまちづくり」

の「情報の取得と活用、意思疎通支援の推進」にご注目ください。こちらは、計画本編40ページに施策内容の記載があり、このたびの中間見直しで内容を拡充しています。内容としては、「情報や意思疎通におけるバリアフリー化にも取り組むこと」となっており、具体的な取り組みとしては、計画本編43ページの「施策4「手話言語と障がい者のコミュニケーションに関する条例の普及【新規】」であり、岡崎市手と心で繋ぐ手話言語条例や岡崎市障がい者コミュニケーション条例の制定を受けて追加した内容になります。

障がい者基本計画は中長期的な6年計画であり、このたびは中間見直しでありますので、各基本目標や重点施策については、引き続き継承して目標の達成を目指します。その上で、法律や条例の改正に伴った変更や、施策の実施主体への進捗状況調査を踏まえた変更を行っています。

第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画は、新たに策定した計画です。内容が膨大なため、ご説明は省略させていただきますので、委員の皆様におかれましては、各自で計画をご確認いただけますと幸いです。報告は以上になります。

竹中副会長 委員の皆様、ただ今の説明にご意見・ご質問等がありましたら、お伺いいたします。

竹中副会長 先ほどの岡崎市障がい者コミュニケーション条例の他に、目玉のような、ここだという部分はありますか。

事務局 先ほどお伝えいたしましたとおり、今回は大きな変更はないのですが、差別解消法の改正がありましたので、その部分が変更した部分になります。皆様も御存じのとおりかと思いますが、事業者に対して合理的配慮が義務化されたということがありましたので、その部分に関しては、少し付け加えた形となっています。

竹中副会長 次第に従いまして、(3)「岡崎市コミュニケーション条例について」、障がい福祉課から説明をお願いします。

事務局 議事(3)「岡崎市コミュニケーション条例について」

障がい福祉課施策係の内田と申します。座ってご説明させていただきます。資料『岡崎市障がい者コミュニケーション条例』をご覧ください。昨年度の第2回分科会でも議題とさせていただきました本条例につきまして、パブリックコメントを経まして、その後、令和6年3月議会で制定され、4月1日から施行されましたので、御報告させていただきます。

本条例は、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに支え合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の促進及び利用しやすい環境を整備するという趣旨となっております。

前回の書面開催での分科会において、委員の皆様からは、主に、条例についてわかりやすく市民へ伝えてほしいという御意見を頂戴いたしました。条例の条文というのは、行政文書のため端的な文書となりがちであり、ややもすると読み難い部分があることは否めないところであります。このため、条例について多くの方々へ御理解いただくには、理解啓発のための活動を行っていくことが重要となります。

今後、市政だよりに特集記事を掲載するとともに、パンフレットの作成、市民・職員・事業者向けの講演会の開催、窓口への音声認識システムの設置などの取組を進めていきたいと考えております。特に、パンフレットについては、市民の皆様へ本条例の理念や趣旨を理解いただくための重要なツールとなると考えており、できるだけ早い時期に完成させたいと考え、現在、岡崎市自立支援協議会の権利擁護

支援専門部会において、当事者や関係機関の方々の御意見をお聴きしながら、作成を進めております。

本条例はいわゆる理念条例であり、いかに市民一人ひとりに理解していただくかが重要となります。条例を作っただけで終わり、ということが無いよう、今後も取組を継続していきたいと考えております。報告は以上となります。

竹中副会長 委員の皆様、ただ今の説明にご意見・ご質問等がありましたら、お伺いいたします。

猪股委員 岡崎市コミュニケーション条例が３月に制定されたにあたって、こちらは議員立法ではなかったと思います。本来の趣旨からすると、共生することのできる地域社会を実現するのであれば、地域に密着した市議会議員を全員巻き込んで、議員立法にすべきではないかと個人的には思いました。そのあたりに何か障害があったのでしょうか。例えば、市議の中に何か文句を言う人がいるとかがあれば分からなくはないですが、ないのであれば、なぜ議員立法にしなかったのかが少し不思議です。

事務局 こちらの条例に関しましては、各会派にご意見を伺ったのですが、全ての会派に非常に前向きに受け止めていただけました。そのため、ぜひとも啓発等に力を入れてほしいというご意見をいただいております。なお、議員立法という形をとらなかったことについては、障がい福祉課がそのような進め方の段取りを進めてこなかったということがございましたので申し訳ありませんでした。どちらかというと、当事者団体からご意見をいただいています。

実は、手話言語条例を令和３年度に制定した際に、聴覚障がいの方というのは、全く聞こえない手話を使える聾の方だけではなくて、中途失聴や聴覚が弱いという方もいらっしゃいます。そういった方々と

というのは、意外と手話を使えないというご意見をいただきました。

手話というのは、聾学校等で手話を幼少時から学ばれている方は使われますが、例えば、途中で病気により耳が聞こえなくなった方、聴覚が弱くて人工内耳を埋められている方というのは、どちらかというとな筆談や要約筆記などをよく使われるということがございまして、そういった方々からすると、手話の条例だけではなくて、コミュニケーションの条例が欲しいというご意見をいただきました。実際に、県内では、豊橋市や豊田市が整備していたということがございまして、岡崎市は取り組みが遅れていたため、先に手話言語条例を制定する必要があります、その後に調査等を行い、コミュニケーションの条例を作成しました。議員立法という形ではありませんでしたが、当事者の声を吸い上げて制定したということでご理解いただけますと幸いです。

加賀委員 障がい者にとって、コミュニケーション条例は良いものですが、一般の方にとっては、まだまだ分からないと思います。また、一般の方はどのように障がい者に接したらよいか分からないと思います。そのため、我々のような障がい者団体では、もっともっと自分から前に出て、一般の方と話をしなさいというように言っています。

まだまだ一般の方に分かってもらえないことが随分あります。しかし、皆さんがこうやって話し合いをすると分かることもあります。

条例については、字ばかりではなく、漫画のような絵を入れるなど、豊橋市がうまくできていますので、そのようにしていただけると、皆さんにより分かっていると思います。

竹中副会長 遅ればせながらの条例であることと思いますが、色々と計画も練られているようですので、ぜひそれを実行していただけたらと思います。その他、委員の皆さま、事務局からありますでしょうか。本日の議題は全て終了しましたので、事務局にお返しします。

事務局 竹中副会長、ありがとうございました。以上で、本日の日程は終了しましたので、第1回障がい者福祉専門分科会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局 開会

7 閉会の日時

令和6年5月23日（木） 午後3時00分